

移管すべき事務を選定するための基準について（案）

検討対象事務リストにある事務のうち、 に該当する事務を都が担う事務とし、その他の事務を特別区に移管すべき事務とする。

- 1 特別区の区域全体を通じて、若しくは特別区の区域を越えて広域的に解決すべき行政課題への対応に必要な次の事務
 - 広域的に解決すべき行政課題に関する総合的な事業計画の策定
 - 広域的計画に基づく総合的な事業の施行など、基礎的自治体を実施するのでは、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられるもの
 - 広域的自治体が、独自の基準により区域内の統一的な規制やサービスを行うことが必要又は効果的なもの
 - 広域的災害や広域的に対処すべき緊急事態への対応など、事務処理に当たって広域的な一元的体制を執ることが必要なもの
- 2 特別区では対応できない、若しくは特別区が対応することでは著しく不効率となることが見込まれる程度の高度な専門性を確保する必要があり、実施に際して相当の人材と財源を投入する必要がある事務
- 3 都と区が対等協力の関係に基づき、特別区の行政能力をより向上させるための支援

- 1 法令の趣旨・目的等から移管できない事務
- 2 法令の規定により都の負担が定められている経費に係る事務
- 3 法令又は国の補助要綱等で都の関与(間接補助等)が定められている事務
- 4 都が締結した契約・協定等で特別区が代替できない事務
- 5 特別区が対象となる事務で都の関与を必要とする事務
- 6 特別区が担う事務であるが採算性や効率性の観点から都が処理することが適当な事務